

補助事業の対象となる者	<p style="text-align: center;">防災ベッド等設置助成</p> <p>補助事業の対象となる住宅の居住者で以下の全ての要件を満たす者(個人)</p> <ol style="list-style-type: none"> 1 町税を滞納していない者 2 所得が12,000千円以下の者
補助事業の対象となる経費	<p>補助事業の対象となる者が実施する防災ベッド等の設置(総額が100,000円以上のものに限る。)に要する経費</p> <p>【補助事業の対象となる住宅】</p> <p>以下の全ての要件を満たす住宅</p> <ol style="list-style-type: none"> 1 町内に所在する昭和56年5月31日以前に着工された戸建住宅(店舗等併用住宅については、店舗等の用に供する部分の床面積が延べ面積の1/2未満のものに限る。)のうち、次のいずれかに該当する住宅(過去に「屋根軽量化工事費補助」又は「住宅耐震改修工事費補助(部分改修型工事)」の補助金を受けた住宅を除く。) <ol style="list-style-type: none"> (1) 耐震診断の結果、耐震基準に満たないもの。 (2) 平成12年度から14年度に実施した「わが家の耐震診断推進事業」で、診断の結果、安全性が低いと診断されたもの。 (3) 平成17年度から実施している「簡易耐震診断推進事業」で、診断の結果、安全性が低いと診断されたもの。 2 兵庫県家財再建共済制度に加入している又は加入する住宅(兵庫県住宅再建共済制度に加入している又は加入する住宅を含む。)
補助率	定額
補助金の額	100,000円
適用除外する事項	—
その他の事項	—

関係条項	内 容	
	防災ベッド等設置助成事業	
第5条 (交付申請)	(添付書類) 1 様式第建防1号(住宅概要書) 2 住宅の建築年月が確認できる書類で、次の各号のいずれかの写し (1) 住宅の建築時の建築確認通知書又は検査済証 (2) 住宅の登記事項証明書 (3) 住宅の固定資産課税台帳登録証明(建築年月が記載されたもの) (4) その他住宅の建築年月を証明する書類 3 簡易耐震診断結果 4 住民票の写し 5 所得証明書の写し 6 設置しようとしている防災ベッド等に関する仕様書及び見積書 7 委任状(代理人が申請手続を行う場合は、委任状に代理人の資格(建築士の場合は、一級・二級等の別、登録番号(登録府県名等)を記載したもの) (指定期日) 当該各事業に着手する前。	
第8条第1項 (内容変更申請)	(軽微な経費配分の変更) 補助金の額に変更を生じないもの。	
	(軽微な事業内容の変更) 次に掲げるもの以外の場合で、補助金の額に変更を生じないもの。 1 補助事業の対象となる住宅の変更 (添付書類) 第5条関係の各添付書類に準じる。	
第9条第1項 (変更交付申請)	(添付書類) 第5条関係の各添付書類に準じる。	
	(指定期日) 補助金の額に変更が生じると判明してから遅滞なく	
第10条第1項 (遂行状況報告)	(報告事項等) 1 事業の遂行状況 2 今後の見通し(完了予定年月日)及び所見	
第11条 (実績報告)	(添付書類) 1 交付決定通知書の写し 2 防災ベッド等の設置にかかる契約書及び領収書の写し 3 完了写真 4 兵庫県家財再建共済制度に加入証書の写し又は兵庫県家財再建共済制度加入申込書の写し 5 委任状(代理人が申請手続を行う場合は、委任状に代理人の資格(建築士の場合は、一級・二級等の別、登録番号(登録府県名等)を記載したもの) (指定期日) 当該各事業完了の日から起算して30日を経過した日、又は当該各事業が完了した日の属する県の会計年度の3月24日のいずれか早い日。	
	(処分制限期間) —	
第21条第1項 (財産の処分制限)	(処分制限期間) —	